

東洋史研究

第七十二卷 第一號 平成二十五年六月發行

使者の越えた「境界」

——秦漢統一國家體制形成の「こま」——

大 柳 敦 弘

問題のありか

一、前漢武帝期における統一國家體制の形成 —— 近年の研究から

二、徐偃矯制事件の周邊

三、元狩・元鼎の交 —— 博士の郡國循行の事例から

(一) 元狩六年における博士の郡國循行

(二) 元鼎二年における博士の郡國循行

(三) 「多事」、「騷動」と「一統」

終 章 —— 「境界」を超えて

問題のありか

筆者はこれまで秦漢時代における統一國家體制の形成と展開のあり方について、主として「地域間での支配―被支配の關係」という視點から考察を重ねてきた。すなわちそれは秦および前漢初期の段階では、戰國時代の秦と東方諸國との關係を引き繼いで、關中と東方地域とが對峙し、あるいは前者が後者を支配するような露骨な「地域間支配」の構圖をとるものであったが、統一が成熟してゆくにつれてこうした地域間の關係も次第に相對化し、前漢武帝期には基本的に統一國家體制の確立を見ること、そしてそれ以降は「地域的層位性」をともしないつつも、この統一國家體制の枠組みがより實質的な重みを持つて展開してゆくこと、などといった理解を提示してきたのである。^②

近年發見の出土文字資料においても、たとえば漢初の張家山漢簡「二年律令」中の秩律では、東方地域に廣がる諸侯王國には漢王朝の統制、影響力が十分に及ばない狀況が明示されており、また後述するように津關令においても、東方との間に設置された關所での出入における統制が非常に嚴格であるなど、そこでは戰國の秦と東方諸國との地域間の對立の構圖が繼續していることが如實に示されている。一方、これに對して前漢末期の狀況を示す尹灣漢簡からは、かつて諸侯王國の版圖であつた東海郡でさえも、この時期には上計制度や官吏の人事、勞役の管理など、完全に中央政府の統制下に組み込まれていたことが知られるのであり、兩者の狀況は好對照をなしているといえよう。

こうした中で、統一國家體制が確立したとされる武帝期はその轉換點として重要な意味をもつのであるが、（地域間の對立の構圖が露骨に前面に出ているという點で）未成熟なそれまでの「統一」國家體制から、どのようにして武帝期の統一國家體制が形成されてきたのかという問題については、その具體的なあり方を充分には明らかにすることができなかった。しかし近年、前出の「二年律令」などの新出資料の存在に加えて、この問題に關しても、後述するようないくつかの注目すべき成果があげられている。本報告では、これら新たな研究動向の驥尾に附して、武帝期における統一國家體制の形成

（・確立）の具體的なあり方について考えてみることにしたい。

まずはこれら近年の研究について簡単に整理したうえで、『漢書』卷六四下終軍傳に見られる「徐偃矯制」事件の事例に注目して取り上げ、検討を加える。これは地方巡視の使者として派遣された博士の徐偃が、そこで皇帝の命令と偽り獨斷で當時專賣制下にあった鹽鐵の生産を指示したという事件なのであるが、終軍傳では徐偃本人の辯明ならびに終軍による反駁・詰問の内容を傳えており、その中でもとりわけ「使者は境界を出たならば、獨斷專行してもかまわない」との「春秋之義」をめぐるやりとりは、當時における國內の境界線、さらには地域間の關係といった側面から統一國家體制のあり方をうかがう上で、興味深い事例を提供するものであるといえるであろう。そこでの検討の結果をふまえてさらに、その背景となる元狩から元鼎年間にかけての時期の状況について考察を加え、どのような時代状況のもとに武帝期の統一國家體制が形成されていったのか、その具體的なあり方について見てゆくことにしたい。

一、前漢武帝期における統一國家體制の形成 —— 近年の研究から

本章では、前漢武帝期における統一國家體制の形成をめぐる近年の研究について、杉村伸二、阿部幸信兩氏の研究を中心に見てゆくこととする。

まず、杉村氏の研究では、從來ふれられることのなかった中央集權化進展の「影」の部分に注目する。すなわち吳楚七國の亂後におこなわれた景帝中五年の王國改革によって、諸侯王は王國行政から切り離され、領域面での漢の「天下統一」は達成されるが、一方で二倍以上にも急激に膨れあがった領域を支配するためのシステムは未整備であったために、地方長吏の増加、中央官署における事務量の増加、王國財政の回收による經濟的な問題などといった、諸問題が発生することとなった。これに對して武帝期には、孝廉科の創設など人事制度の改革、官名の變更や内朝の形成など官僚機構の組織的機能的強化、そして漕渠建造事業（元光年間）や均輸平準の施行（元封元年）などの國家的な物流の整備といった行政

諸改革が行われるが、その歸結として、それまでの漢帝國の國制は新たな専制國家體制へと再編され、漢朝は本當の意味での中央集權化をようやく果たすことになった、とされるのである。^⑤このような杉村氏の研究は、單純に「諸侯王勢力の弱體・郡縣化によって中央集權が達成された」とする從來の理解に對して、いわば「統一のコスト」という視點から見直しを迫るものであり、かつこうした課題への對應の中で武帝期における統一國家體制の形成が進行していったとする論點は、とくに注目されるであろう。^⑥

一方、阿部氏は對外的な契機をも含めた視角から、漢朝は黃河の決壊や未統一なままの國內狀況を抱えつつ匈奴などの對外戰爭を遂行してゆく中で、それを利用してながら國內の統一、「天下」の一體化を進めていったとする。すなわち當初、國內は統一とはほど遠い狀況であつたが、對匈奴戰爭によって國內の意識を外にそらすとともに、軍功者の増加や人事制度の整備などを通じて元朔年間（前一二八～三年）末年までには漢の人的ネットワークが山東へと擴大してゆく。そして匈奴との戦いは優勢ではあるものの總力戰が必要となつてきた元狩年間（前一二二～一七年）になると、財政が一元化され人事權も最終的に漢朝の手に歸して、（山東の人的物的資源が北邊へ供給されるような）北邊と山東全域とを有機的に結合する政治的・經濟的・軍事的な構造が出現し、さらに元鼎から元封年間（前一一六～〇五年）には封禪が行われ、治水をはじめとする國內の危機的状況が以上のプロセスの下で解消してゆく中で「海内一統」が達成された、とされるのである。^⑦また印制の検討からは、元狩二（前一二二）年の印制改革によって、諸侯王國の任命權が漢朝の手に歸したほかに、諸侯王が漢の「内」へととりこまれたことが指摘されている。^⑧このように阿部氏の研究によって、これまで理解されてきたように「統一の完成と内政の安定を承けて武帝期の外征が行われた」のではなく、統一國家體制の形成が對匈奴戰爭などと相互に關わり合いながら並行して進行していったことが具體的に明らかとされたのであった。

以上のような杉村氏や阿部氏の研究では、（主として對諸侯王政策の検討から）吳楚七國の亂以降に集權化が進んでいったと比較的漠然と考えられてきたのに對して、武帝期——阿部氏の研究によればとくに元朔末年から元狩・元鼎・元封に

かけてのあたりか——における改革、諸政策の意義を重視する。さらに關中地域に基盤を置く漢王朝が東方諸地域を組み込んでゆく形でこうした統一國家形成の過程は決して「すんなりと」進んだわけではなく、「統一のコスト」や對外戦争をも含めたさまざまな問題に對處してゆく中で進行していったことが具體的に明らかとされているのであり、こうした視角は本稿での考察においても繼承すべき點であると思われる。

また目黒杏子氏は、「當時の皇帝權力のあり方を表現する政治的事業」としての封禪について論ずる中で、それが東方地域の中心である泰山で舉行された背景には、天下には依然「西」（漢の本據地）と「東」（舊六國・東方諸侯王の領域）の區分がある現實をふまえながら、それを漢王朝と武帝のもとに統合してゆく意圖があつたとして、封禪とはまさに「漢の皇帝による天下の一元的支配體制確立の可視化」であつたとする。このほかにもさらに、そこでは「東」の領域の掌握と竝んで匈奴に對する軍事的優勢などの要素も影響を及ぼしていたこと、あるいは元鼎四年の地方巡幸開始、翌年の郊祀體制整備、元封元年の第一回封禪、太初元年の「改曆服色」と、皇帝支配體制形成の一連の諸事業が、元鼎から元封、そして太初元年にかけて推し進められたことなども指摘されており、前出の諸説と相通ずる理解がこうした分野においても示されているといえるであろう。

さらに矢澤忠之氏は、北邊の諸侯王國である代國・燕國の事例の検討から、中央とこれら北方王國とは匈奴に對抗するという共通の利益のためにその負擔を分擔しあうという關係を有しており、中央による邊郡の收納——それ自體は武帝期の施策ではないもの——は、こうした匈奴防衛の負擔を中央が回収して一手に擔うことでもあつたとする。^⑩このような北邊收納による北邊防衛事務の回収は、矢澤氏自身も指摘するように、先に紹介した杉村氏の研究で論じられているようなことがらの具體的な事例となるものであるが、これを「邊郡總體」の收納の問題にひろげて考えてみるならば、それによつて諸侯王國が（領域の上で）漢の「内」に包み込まれるような形が現實に準備されることや、漢王朝が對外政策で主導的に動ける足がかりを得て、これに本格的に向き合う契機となつたということなど、以上に見てきた諸研究との

關聯において、さらに明らかにできる點は多いのではないかと思われる。

なお、匈奴と並んで武帝期における統一國家體制の形成に影響を及ぼしていたとされる黄河の水災については、濱川榮氏の一連の研究がある。⁽¹²⁾ その中でもたとえば、「河決」による長年の水災が東方の諸侯王勢力を弱體化させ、中央による諸侯王抑損策を完成させるなど、武帝による中央集權體制の確立に大きく貢献する一方で、それが黄河の治水、被災民の救済など、從來漢朝政府が負わなかった深刻な課題の解決を新たに武帝に突きつけることになった、などの指摘は本稿での考察にとっても興味深い。⁽¹³⁾

以上、近年の諸研究について簡単に整理し、ここでは武帝期の改革、諸政策の意義が重視され、かつそれによる統一國家體制形成の過程が具體的に論じられていることなどを指摘してきた。本稿ではこれらの研究動向をふまえつつ、こうした過程の一斷面、具體的なあり方について見てゆくこととする。そのための糸口としてまずは次章で「徐偃矯制事件」の事例について取り上げ検討することとしたい。

二、徐偃矯制事件の周邊

いわゆる「徐偃矯制」事件について、『漢書』卷六四下終軍傳では、以下のように傳えている。⁽¹⁴⁾

元鼎年間、博士の徐偃は使者として地方の風俗の視察に派遣された際に、皇帝の命と偽り獨斷で、膠東國と魯國とに鹽鐵を生産させた。そして歸還すると復命して太常丞に轉じたが、御史大夫の張湯は「偃が皇帝の命を偽って大害をあたえたこと、法に照らせば死罪にも相當する」と告發する。「これに對して」徐偃が「春秋の義では、大夫たるもの境界を出たからには、社稷を安んじ萬民を守ることができるのであれば、獨斷専行してもよいことになっている」と反論したため、張湯はすでにその法を適用したものの、この點については論破することができなかった。⁽¹⁵⁾

ここには「元鼎中」とあるが、關係者の没年などから、おそらくは元鼎元（前一一六）年のことである可能性が高い。⁽¹⁶⁾ な

お、この事件の發端となつた博士による地方循行については、後段にてふれることとする。また文中に見える「春秋の義」の典據となるのは、『春秋公羊傳』莊公十九年の「大夫受命不受辭、出竟有可以安社稷、利國家者、則專之可也」という傳文であるが、徐偃はこれを大義名分とすることによって專賣制違反、さらには「矯制」という重大な不法行爲を犯したことを正當化しようとしたのであり、實際、この點に關しては、さしもの御史大夫張湯も論破し罪を認めさせるまでには追い込むことができないでいた。このような狀況のもとに登場してきたのが、當時謁者の官にあつた終軍なのである。

詔によつて終軍が罪狀の取り調べに當たることとなつた。軍は徐偃を詰問する。「いにしえは諸侯ごとに國は異なり風俗も分かれており、百里の先でも連絡が取りにくく、時として聘・會などの通交はあつても、安危の情勢は一瞬の間に變轉した。それゆえにこそ〔使者は〕指示も受けずに勝手に使命を作りあげ、臨機應變に獨斷專行することも許されたのである。しかるに今や天下は一となり、萬里にわたつて風俗を同じくしている。『春秋』にも「王者は外無し」とあるところである。偃は封域の中を巡つたにすぎないのに「境界を出た」と稱するのはどういふことか。また鹽鐵は各郡ごとに餘分の備蓄分があり、膠東・魯の二國がその生産をせずとも、國家全體に影響が及ぶわけでもない。にもかかわらず、「社稷を安んじ萬民を守る」ことをもつて自らを正當化するのはどういふことか。⁽¹⁷⁾

代わつて詰問に當つた終軍は、まず諸侯が分立していた春秋の世と一統が實現した武帝の時代とでは、使者をめぐる狀況が異なっている事を指摘する。その上で「王者は外無し」との春秋傳文を引きつつ、徐偃は實際には封域の中を巡つただけにすぎず、したがつてそもそも「境界を出て」はいないのであるとした。かくして——膠東・魯國における鹽鐵の生産が必ずしも「社稷を安んじ萬民を守る」ものではないとの指摘ともあわせて——徐偃の主張する「春秋の義」にもとづく大義名分は、そもその前提からして否定されることとなつたのである。終軍の詰問はこの後にもさらに、徐偃が命じた鹽鐵生産の具體的な問題點の列擧や、その獨斷專行に對する指彈などが續くが、これらについてはここでは割愛する。そしてこのような嚴しい詰問をうけて、徐偃はついに屈服する。

徐偃は辯明に窮して屈服し、自らの罪が死に當たることを認めた。終軍は「偃は命を偽り獨斷專行すること、使者の體をなしません。御史に下げ渡して偃を徴し、罪につかえますよう」と奏して裁可された。武帝はその詰問をあっぱれとし、詔によって御史大夫に示した。^{②)}

これをもって、事件は一應の決着を見たのであった。

以上が『漢書』終軍傳の記事による、徐偃矯制事件のあらましである。きわめて簡略な形でまとめられてはいるものの、そこでは『境界』を越えたから、獨斷專行することが許される」とする徐偃の主張に對して、「天下が一つとなつた今日、徐偃は封域の中を巡つたにすぎない、つまり徐偃は『境界』を越えてなどない」という終軍による反論のなされていたことが知られるのであり、こうした兩者のやりとりは、當時における國內の境界線、さらには地域間の關係といった側面から統一國家體制のあり方をうかがう上で、興味深い事例を提供するものといえるであらう。

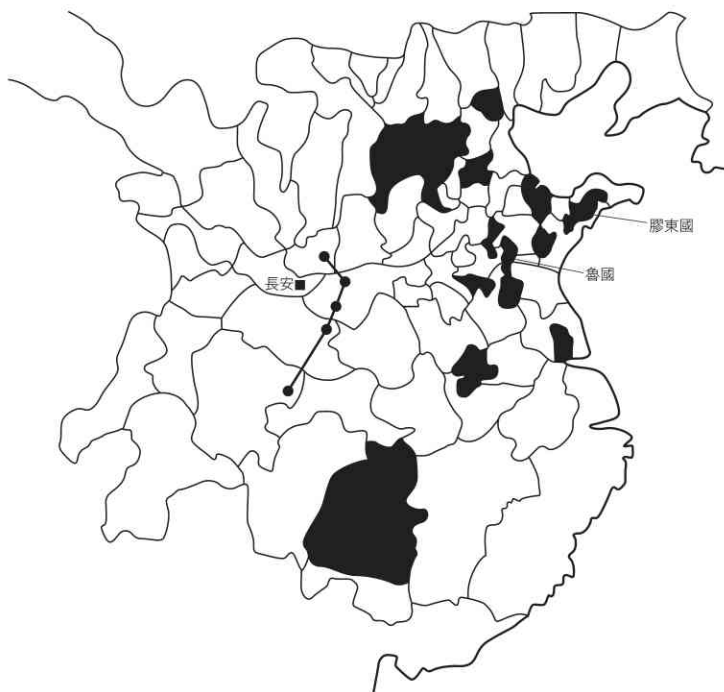
これらのうちでも、まずもって注目されるのが、徐偃の主張をめぐる状況についてのある種の「違和感」である。そもそもその主張の前提となる、膠東・魯國などへの出使をもって「境界を出た」とする理屈は、後世のわれわれの感覚からすればいささか奇異な、理解に苦しむ議論ではあらう。そのためにこれに對する終軍の反論にしても、ともすればあまりにまともすぎて、ごくごくありきたりな常識論を述べているに過ぎないようにさえ思えてしまうほどである。とはいえ、「法至死」ともされる重大な問責の場において、徐偃があえて説得力に缺ける詭辯を弄しているとは考えにくい。そもそも終軍傳でのこの記事自體が、それを見事に論破した終軍のいわば「武勇傳」として書かれている——ここに引いた以外の論點や、經義も織りまぜての見事な議論であつたこともとよりその大きな理由の一つではあつたろうが——のであり、論破した「強敵」である徐偃の主張を單なる屁理屈であつたと片づけてしまつては、事の本質を見誤つてしまうのではなからうか。何よりその論理に對しては、切れ者として鳴る御史大夫張湯をもつてしても齒が立たなかつたのである。徐偃のこの主張はけつして荒唐無稽な強辯などではなく、當時においてはむしろ一定の説得力、リアリティーを有する考

え方であった、と見るべきであろう。

それでは徐偃が「越えた」と主張する「境界」とは、はたしてどのようなものだったのであろうか。この点について、境界と密接な関係を有する「關所」の問題から考えてみると、たとえば終軍傳中には前引の記事とは別に、「はじめ終軍が故郷の濟南から召されて都に赴く際、關所で役人から復路用の通行證（傳）を交付されたが、自分にとってこんなものは必要ないと、それを棄てて入關してしまった。のちに果たして彼は、榮えある皇帝の使者となつて關所を出たのであった」という有名な挿話が見えており、濟南から長安、長安から東方に向かう際にそれぞれ關所を通つていたことが確認される。このほかにも、漢の領域内の移動に際して、函谷關あるいは臨晉關、武關などの關所を通過している事例は少なくない。⁽²²⁾ このように、當時は國內に關所、ひいては境界の存在していたことが知られるのであるが、紙屋正和氏は前漢時代の關所全體について論ずる中で、それらは「國境地帯に設置された關」と「畿内をとりかこむ關」の二種類のみに限定して設置されていた——すなわち國內の關所による境界線は後者の一種類のみであった——ことを明らかにされており、⁽²³⁾ そうであるならば、徐偃が「越えた」と主張する「境界」とはまさにこれら後者の、文字通り「關中」の地を劃する關所群からなる「國內の境界線」であつたと考えられるのである。

このような「國內の境界線」の問題については、筆者も主として統一國家體制との關わりから検討を加え、戰國時代の秦と東方諸國との關係を引き繼いで、關中と東方地域とが對峙し、あるいは前者が後者を支配するような秦および前漢國家の統一支配體制のあり方がそこには反映されていること、しかし統一が成熟し、こうした地域間の關係も次第に相對化してゆくにつれて「國內の境界線」の重要性も徐々に低下していったこと、などを論じてきた。⁽²⁴⁾ これに加えて近年は、張家山漢簡「二年律令」中の津關令の出現によつて、とくに漢初におけるその具體的なあり方が知られるようになってきている。

すなわちそこでは、先述の函谷關・臨晉關・武關のほかに扞關・鄖關の名前が見えており、⁽²⁵⁾ これら五つの關所によつて



元鼎初年の諸侯王國の分布と關所のライン

(黒塗りの部分が諸侯王國の領域で、五つの黒點は津關令中の五關を示す。
周振鶴『西漢政區地理』、人民出版社、1987、などをもとに作圖。)

境界線の構成されていたことが知られる。地圖にも示してあるように、この時期それは南北の「直線」という形をとって關中と東方地域とを東西に隔てていたが、そこでの「關中」すなわち關所の西側の範圍は、ほぼ昭襄王後期の秦の版圖に相當するとい²⁶う。さらに津關令中の諸規定によると、人員の出入、馬匹・武器・黄金の（關中からの）搬出などに嚴重な統制を加えており、その内と外とは嚴重な區別がなされていたのであ²⁷った。當時、漢の直轄領は全體としては關中のみならず東方地域にも廣く展開していたのであるが、にもかかわらず、こうした嚴重な境界線がその中を切り分けるように引かれているということは——

『新書』壹通にも「武關・函谷・臨晉關を建てし所謂は、大抵山東の諸侯に備えんがため也」とあり、またそれが「秦時の六國に備えしが若し」とされているように

——戰國以來の秦と東方諸國、關中と東方地域という地域間對立の枠組みが、漢初の統一國家體制においてもいかに根強く殘存していたかを示すものといえるであろう。

徐偃矯制事件のあった武帝の元鼎初年においても、こうした境界線の配置自体は基本的に変わらなかつたと思われる。ちなみにこのころの史料には、漢の直轄領全體が「天子の郡」という語で示される例が見えている。⁽²⁸⁾一方、終軍傳中に見える「封域」の語は諸侯王國をも含めた領域總體を指すものと見てよいであろう。これらから、當時における國內の大きな地域的な區分について簡単に整理するならば、まず漢王朝の基盤となる地域である關中(A)の東側は關所のラインによつて區切られており、その境界の先の東方地域にはそれ以外の直轄郡(B)、さらには諸侯王國(C)が廣がつていた。そしてそれらは全體として「關中(A)―天子之郡(A+B)―封域(A+B+C)」という重層的な構造をなしていた(もつともこのうち直轄郡(B)と諸侯王國(C)との區別については、當時進行していた諸侯王抑損策によつて徐々に希薄化しつつあつた)、と理解できるのである。⁽³⁰⁾

11

以上のように、その背景となるこれらの状況について見てくるならば、先に示した徐偃の主張をめぐる事情についても自ずと了解されるであろう。彼が使者として派遣されたとき、そこには戰國以來の地域間の對立の構造を反映して、漢王朝の基盤となる關中地域と東方の他の地域とを隔てる關所のラインが横たわつていたのであり、當時の人々にとってそれは嚴然たる「境界線」として認識されていたのであつた。徐偃の主張はまさにこのような状況を背景としていたのであり、その「大夫疆を出づれば……」という「春秋の義」を引いての論理もけつして空疎な觀念やこじつけなどではなく、その當時にあつてはそれなりのリアリティーを有していたのである。だからこそ張湯なども事この點に關しては完全に否定しきることはできなかったのであり、かつこれを打ち負かした終軍の辯論がいわば「武勇傳」となりえたのである。そしてこのことは逆から見ると、こうした「國內の境界線」のもつ存在感・重要性が、この時期にあつてもなお強く認識されてきたことを示すものともいえるであろう。

しかしその一方で、この元鼎初年の段階にあつては、「二年律令」のころと比べるとその間の状況に大きな変化が生じていた。吳楚七國の亂の鎮壓と後述するような一連の集權政策の展開によって、漢王朝の東方地域に對する統制は格段に強化されつつあつたのであり、こうした中で領域の一體化、地域間の緊張・對立關係の相對化が進んでいったとするならば、この「境界線」のあり方にも影響が及ばなかつたとは考えにくい。「徐偃は封域の中を巡つたにすぎず、『境界』を越えてなどいない」とその主張を眞つ向から否定する終軍の議論は、以上に見てきたような當時一般の認識からするならば、おそらくまだ大勢となるには至つていない考え方であつたと思われるのであるが、にもかかわらず徐偃がこれに屈服せざるをえなかつたという事實は——「いま天下は一と爲り、萬里は風を同じくする」、「王者は外無し」という「建前」には正面から反論しかねるといった事情もさることながら——まさにここに述べたような變化を背景として、「天下は一と爲り」、「封域の中」となりつつあるという現實が否定しがたく進行していたことを示すものではなからうか。そもそも徐偃が獨斷專行ながらも諸侯王國で鹽鐵の生産を命じるといふその行爲自體が、關中と東方地域、あるいは諸侯王國といった垣根を越えて、中央の統制が「封域」内全體に強く及ぶようになってくることの表れであろう。^{③①}これに對して終軍は、さらに使者の專斷權さえ認めないという、より徹底した立場をとっていることの表れである。^{③②}これに對してつけた領域の一體化という流れの上にあるという點では、兩者の據つて立つ基盤は意外に共通していたのである。その意味で終軍が徐偃を論破したここでの議論は、國內の境界線とその背景となる狀況をめぐって、ともすればこれまでの體制のあり方にとらわれてしまいがちな意識が、統一の進展という現實に追いつく過程を示すものなのでもあつた。

以上、本章では徐偃矯制事件の事例から、當時における國內の境界線をめぐる議論を手がかりとして検討を加えてきたわけであるが、その背景にあつたのは、戰國時代の秦と東方諸國との關係を引き繼いで關中と東方地域とが對峙し、あるいは前者が後者を支配するような秦および漢初の統一支配のあり方であり、かつその一方で、こうした地域間の緊張關係や差異が相對化し、相互の一體化が進行してゆくという動きが顯著となりつつある當時の狀況なのであつた。徐偃矯制事

件をめぐる一連の経緯は、まさに統一の成熟に向けて時代が動きだしていることを示す一こまであったといえよう。そこで次にその直接の背景をなしていた、元狩から元鼎年間にかけての時期の状況について見てみることにしたい。

三、元狩・元鼎の交 —— 博士の郡國循行の事例から

本章では、ここまでに見てきた徐偃矯制事件の背景となる、元狩年間から元鼎年間にかけての時期の状況について考察を加える。そのための手がかりとして以下に、事件の契機ともなったこの時期における博士の郡國循行の事例に注目して取りあげ、検討することとしたい。

博士を使者（主として國內への）として派遣するという漢代の制度については、葛志毅⁽³³⁾、石岡浩南氏⁽³⁴⁾によってそれぞれ基本的な検討がなされており、そのうち葛氏によれば、使者としての派遣は博士の主要な職務ではなかったが、その義務の一つではあった。その内容は主として（一）存問、（二）舉賢、（三）地方官の監察の三種であり、またこうした博士の派遣が前漢時代にしばしば見られるのとは對照的に、後漢時代には行われなかったという。また石岡氏は前漢時代における博士の郡國視察の事例について検討を加え、それが武帝の元狩六（前一二七）年から元鼎二（前一二五）年と、元帝の建昭四（前三五）年から成帝の陽朔二（前三三）年の二つの期間にのみ集中していること、このうち前者の場合は、鹽鐵專賣や告緡令など、當時盛んに行われていた新財政政策を支える中央の法術官僚たちに地方の情報を送り、豪族などの兼併の徒と郡守・國相を摘發するものであり、またその職務は元封五年に設置された刺史に繼承されたこと、などを指摘している。

このような博士による郡國循行の事例について、ここではとくに徐偃らによる武帝期の博士循行がそもそどのような理由で實施されたのか、という點に注目して見てゆくことにしたい。葛・石岡兩氏ともに指摘するように、元狩六年の博士による郡國循行はその最初の事例であり、それだけにそこでは漢王朝が當時直面していた様々な問題が比較的現實に即

したかたちで反映されているのではないかと考えられるのである。そこで以下に、いま一つの例である元鼎二年の場合とあわせて、この時期の博士の郡國循行についてそれぞれ検討を加えてゆく。⁽³⁵⁾

(一) 元狩六年における博士の郡國循行

これについてのもっとも詳細な記事は、『漢書』卷六武帝紀元狩六年六月條の次のような詔である。

さきごろ有司は、貨幣が軽いために（盜鑄などの）惡事が多く、農業は荒廢して工・商の末業に従事する者が増加し、また兼併の方途を禁ずる（べきである）ことから、貨幣制度を改めて姦邪を取り締まろうとした。過去の經驗に鑑み、現今の時宜に適した措置をとったのである。かくして一年と一ヶ月を経たが、山澤（など僻陋）の民ははまだその主旨を理解していない。そもそも（上に立つ者によって）仁が行われてこそ（下々が）善に従うようになるのであり、義が確立してこそ風俗を改めることができるのである。思うに法を奉ずる役人たちの民の導きようがなお行き届かないのであろうか、あるいは民の安んずるところは別にあるのに、あれこれ引っかけ回す吏が勢威をかりて民草を侵害するのであろうか。かくも紛然たる混亂のさまはどうしたことか。そこで博士の大ら六人を派遣し手分けして天下を循行させ、鰥・寡・廢疾の人々を慰問し、暮らしが立ちゆかない者には貸與させることとする。（また）三老・孝弟を選び民の師表たらしめ、獨行の君子を推舉して、召し出して行在所に至らしめよ。朕は賢者を嘉し、その人となりを知ることを楽しみとしている。そ（うした賢者登用）の道筋を廣く述べ傳え、（優秀な）人材を特別に召致することは使者のつとめである。世を避けており登用されていない、および無實なのに職を失った、（さらには）惡賢く害惡を及ぼす、土地が荒れたままで開墾されず統治のありようが苛酷な者たちについて、つぶさに追究して上奏せよ。郡・國は有益と思われることがあれば、丞相・御史に告げて上奏するように。⁽³⁶⁾

意をもって補っているところも多いが、およそこのように理解することができるのであれば、ここでは（一）貨幣政策の

迷走による（盜鑄など）犯罪行為の横行、を中心として、（二）農業の荒廢や（三）兼併の進行、などの問題が挙げられており、それらが（四）官吏の無能・不正とも相まって「何紛然其擾也」とされるほどの社會的混亂状態にあったことが知られる。そしてこれらの問題に對處すべく實施された博士の郡國循行は、（ア）「鰥寡廢疾」への存問や貧窮者への貸與、（イ）（三老・孝弟を通じての）教化、（ウ）「獨行の君子」の推舉、および地方の實情を調査して（エ）（隱處亡位、及冤失職」などの）報告、あるいは（オ）（姦猾爲害、野荒治苛者」などの）摘發、などをその使命としていたのであった。また博士たちの派遣と並んで、郡國からの提言も募っている。

つぎに『史記』卷三十平準書の記事では、

白金五銖錢を鑄造してより五年、吏民で貨幣盜鑄の罪によつて死罪となる者は數十萬人にも上り、發覺しないままに殺し合う者は數え切れないほどであった。自首して赦免された者は百餘萬人、ただし自首した者は半分にも満たず、天下はおおよそほとんどの者が貨幣盜鑄に手を染めるほどであった。禁を犯す者が多すぎて、吏もことごとくは摘發することができず、そこで博士の褚大・徐偃等を遣わし、それぞれに（查察）班を率いて郡國を巡行し、兼併の輩や太守・諸侯相で利得追求に走る者を摘發させたのである。しかし（その一方で苛酷なことでも鳴る）御史大夫の張湯は高位にあつて政治を切り回し、減宣・杜周らは御史中丞となり、義縱・尹齊・王溫舒らは無慈悲、苛酷に法を適用すること（³⁷）で九卿に上り、直指使者の夏蘭の輩が出てくるようになった。

とあるように、もっぱら（一）の貨幣盜鑄の擴大・横行による混亂という點から博士の派遣について述べられている。また、ここで使者の任務として挙げられているのが「兼併之徒・守相爲利者」の摘發であることから、（三）兼併の進行や（四）官吏の不正などの問題もここに關わつてくること、そしてこれらの問題への直接の對應とされるのは、先の武帝の詔に見られたもののうちでも、主として（オ）の「摘發」であつたこと、などを指摘することができるであらう。もっとも、これに續いて張湯以下の酷吏たちの活躍が述べられているのは、現實にはこの問題についてはこうした「強面」の

對應に多くを負っていたことを示唆しているのではないかと思われる。

これに對して『漢書』卷二七の五行志中之下の次の記事は、これとは異なる面から博士の郡國循行について傳えている。

武帝の元狩六年冬は冰がはらなかつた。これより先、連年、大將軍衛青や霍去病を派遣して祁連を攻め、大漠を横斷して單于を追ひ詰め、斬首すること十餘萬級、凱旋すると、恩賞の大盤振る舞いであつた。そこで海内の（民の）勞苦をあわれみ、この年に博士の褚大等六人を遣わし、節を持して天下を巡行し、鰥・寡の人々を慰問して給付し、窮乏者には貸與してやり、遺逸・獨行の君子を推舉して行在所に至らせた。（また）郡・國には有益と思われることがあれば、丞相・御史に告げて上奏させたと、天下（の人々）はことごとく喜んだのである。⁽³⁹⁾

見られるように、ここで遣使の理由とされているのは、（五）對匈奴戰爭による社會の疲弊である。これは元狩六年詔には直接に言及されていない問題ではあるが、あるいは（二）の農業の荒廢と關わるものであるかもしれない。この問題に對處すべき使者の任務は、武帝の元狩六年詔に見られるうちの（ア）「鰥寡廢疾」への存問や貧窮者への貸與と（ウ）「獨行の君子」の推舉とであつた。なお、末尾に元狩六年詔と同じく郡國からの提言も募っていることは、両者が政策として密接な關係にあつたことをうかがわせる。

最後に『鹽鐵論』刺復篇では、

博士褚泰・徐偃等は、明詔を奉じて、節を建て傳車を馳せて、郡國を視察して回り、孝廉を推舉し、民草を教導したが、流俗は改まることはなかつた。⁽⁴⁰⁾

とあり、使者の任務のうちでも（イ）教化、（ウ）獨行の君子ではなくて「孝廉」ではあるが）推舉、の二點が取り上げられている。また、ここでは「流俗」が問題とされているが、元狩六年詔にも「俗易」への言及があり、前章で見てきた終軍傳においても、そこでの博士の郡國循行の目的は「行風俗」とあることなどは、彼らの使命のうちでもこうした側面を強調したものといえよう。

以上、元狩六年における博士の郡國循行について検討を加えてきたが、その背景にあったのは（一）貨幣盜鑄の擴大・横行や（二）農業の荒廢、（三）兼併の進行、（四）官吏の無能・不正、（五）對匈奴戰爭による社會の疲弊など、複合的な問題による社會の混亂なのであった。そしてこれらの諸問題に對應すべく使者として派遣された博士たちは、主として（一）や（三）・（四）については兼併の徒や不正な地方官などの摘發、また（二）や（五）については生活困窮者への援助や埋もれた人材の推舉——さらにそれ以外にも地方の實情の報告や教化など——をその使命としていたのである。

ちなみに前章で取り上げた徐偃矯制事件の例において鹽鐵專賣政策に介入しているのも、こうした使者としての活動の一環であつた。結局それが不法行爲と斷ぜられたことは終軍傳に見られる通りであるが、このような事例の存在からは、博士の郡國循行の實際において、右に舉げた以上に多様な活動がなされていたであろうこと、さらにそこでは當時展開していた鹽鐵專賣をはじめとする新財政政策などが問題とされるような狀況があつたこと、などがうかがわれるのである。

（二）元鼎二年における博士の郡國循行

これについては、『漢書』武帝紀元鼎二年秋九月詔に次のように見えている。

遠いものも分け隔てしないのが仁であり、困難をも避けないのが義である。いま京師はいまだ豐年ではないとはいへ、山林池澤の（産物の）豐かさを民に開放して共に（することで乗り切ろうと）している。一方、水災が江南にも移ってきており、眞冬を間近にして、朕は（被災地の人々が）飢え凍えて暮らしが立たなくなすることを憂慮している。江南の地では火耕水耨（の農業）を行つており、巴・蜀の粟を水運によつて江陵に送ることとし、博士の中などを派遣して手分けして循行させ、各地で諭告を行い、これ以上困苦することがないようにせよ。吏民で飢民を救済し、その窮⁽⁴⁾狀から救い出す者があれば、詳しく調べて報告せよ。

ここでは博士が江南地方での水害への救済のため派遣されているが、この直前の同年夏條には「大水あり、關東の餓死せ

る者千を以て數う」とあり、詔に見える「水潦は江南に移る」とは、それが江南にまで擴大したものであることがわかる。周知のように、黄河は武帝の元光三（前一三二）年に瓠子で決壊してから元封二（前一〇九）年にそれが塞がれるまでの間、放置され続けていたのであるが、濱川榮氏によるとこの元鼎二年の水災も「河決」によるものであり、また特に元鼎年間にはこの「河決」が武帝を悩ます最大の問題の一つにまでなっていたという。⁽⁴²⁾ ちなみに「元鼎二年三年ごろのことを一括して敘した」⁽⁴³⁾とされる『史記』平準書の次のような記事も、こうした状況において理解することができであろう。

このとき山東は黄河の洪水をこうむり、また不作の續くこと數年で、人が互いに食べ合うような地域が一、二千里四方にも及んだ。天子はこれを憐れんで詔を下し「江南では火耕水耨を行っているので、飢民が江淮地方に食糧を求めて移動することができるようにし、そこに留まりたい者は安住させよ」と命じた。使者が互いに望見するほど絶え間なく派遣されて（飢民の）保護に當たり、巴・蜀の粟を水運で送って救済した。⁽⁴⁴⁾

このように元鼎二年における江南の洪水の背景には、⁽⁴⁵⁾（六）黄河による山東地域の洪水という問題がさかのぼって存在していたのであった。それはまた、前節にて見てきた「農業の荒廢」という問題の大きな原因の一つでもあったと思われるのである。

（三）「多事」、「騷動」と「一統」

以上、元狩六年と元鼎二年における博士の郡國循行の事例から、この時期に漢王朝が直面していた諸問題について見てきたわけであるが、そこからは（一）貨幣盜鑄の擴大・横行や（二）農業の荒廢、（三）兼併の進行、（四）官吏の無能・不正、（五）對匈奴戰爭による社會の疲弊、そして（六）黄河による山東地域の洪水、などといった問題の存在が確認されるのであり、それに加えてさらに酷吏の活動や、鹽鐵專賣をはじめとする新財政政策などもこれらに關わってくると考えられるのであった。もとよりこれらがすべてを網羅しているわけではないにせよ、前後の時期も含めた大まかな流れにおい

		國內の事件	災害	對外關係
前154	三年	吳楚七國の亂		
153	四年			
152	五年			
151	六年			
150	七年			
149	中元元年			
148	二年			
147	三年			
146	四年			
145	五年	官制改革		
144	六年			
143	後元元年			
142	二年			
141	三年	武帝即位		
140	建元元年			
139	二年			
138	三年		黄河氾濫で飢饉	東甌救援
137	四年			
136	五年			
135	六年			閩越攻撃
134	元光元年			
133	二年			馬邑の役。對匈奴戦争へ。
132	三年		黄河決壊、16郡に氾濫 (～前109)	
131	四年			
130	五年			
129	六年	漕渠開鑿		對匈奴攻撃
128	元朔元年			對匈奴攻撃
127	二年	推恩の令/茂陵への徙民		對匈奴攻撃、河南奪取
126	三年	朔方に徙民		張騫歸還
125	四年			
124	五年			對匈奴攻撃、大勝
123	六年			對匈奴攻撃(二回)
122	元狩元年	淮南、衡山王謀反事件		
121	二年			河西奪取、渾邪王投降
120	三年		山東大水	
119	四年	鹽鐵專賣、算緡、貨幣制度改 革、汾陰后土祠創設		對匈奴攻撃、匈奴漠北に
118	五年	郡國五銖鑄造、甘泉泰畤創設		
117	六年	博士の郡國巡行 楊可の告緡		
116	元鼎元年			
115	二年	均輸法實施/張湯自殺	關東で水害	
		博士の郡國巡行		
114	三年	廣關	關東で飢饉	
113	四年	本格的な巡幸開始/上林五銖 鑄造		
112	五年			
111	六年			南越を滅ぼす。西南經略
110	元封元年	泰山封禪/實施		東越を滅ぼす
109	二年		黄河の決壊口封鎖	
108	三年			衛氏朝鮮を滅ぼす
107	四年			
106	五年	州刺史設置		
105	六年			
104	太初元年	曆法の改正、官制改革		大宛出兵

て見るならば、當時の主要な問題はおおむね出揃っているを見てよいであろう（別掲「年表」では、景帝三年から武帝太初元年にかけての主要な出来事を「國內の事件」、「災害」、「對外關係」に分けて示す）。

これらの諸點から浮かび上がってくるのは、「平穩」とか「安定」とかいうにはほど遠い、混亂した社會のすがたである。匈奴との戦争は優勢のうちに小休止を迎えてはいたものの、それによる疲弊した狀況は社會に重くのしかかっていた。黄河の決壊への對應も未解決のままで、元鼎年間にはさらに深刻の度を増しており、これらにより農業の荒廢が擴大する一方で、兼併の動きは加速してゆく。さらに貨幣制度改革は盜鑄や治安惡化など社會的混亂をもたらしていた。こうした事態に對して博士が使者として派遣されたわけであるが、その役割は主として振恤、教化、監察といった事柄が中心であったようであり、不法行為や兼併の動きなどへの實効的な對應としては、平準書の記事などからもうかがわれるように、むしろ酷吏による苛烈な取り締まりに頼る部分が大きかった。しかし、それとてまた社會の混亂に一層の拍車をかける結果となっている。

ちなみに貨幣制度をめぐる混亂は元鼎四（前一二三）年の上林五銖錢の出現まで續くとされており、同様に元鼎二年の均輸法が施行されるまでは、國の物資調達や流通の面でもかなりの混亂が生じていた。⁽⁴⁶⁾ また鹽鐵專賣においても、前章で見た魯國と膠東國のみならず、趙國などでもトラブルが生起している。⁽⁴⁷⁾ このように見てくると、元狩から元鼎年間にかけての時期は、これら政策の運用面においても混亂がかなり廣く及ぶような狀況にあったといえよう。『史記』卷一二二酷吏・張湯列傳には、張湯が御史大夫に就任（元狩二（前一二二）年）して以降の事績をまとめて

このころ渾邪王らが投降し、漢が大規模に軍を動員して匈奴を攻撃し、（さらには）山東が水害や旱害の被害を受けて貧民が流浪する、などといった事態を受けて、それにかかる經費はすべて國の支給を仰いだために財政は底をついてしまった。そこで主上の意をうけ、奏請して白金および五銖錢を鑄造し、天下の鹽鐵（の利）を壟斷して大商人たちを排除し、告緡令を出して豪強兼併の家を根絶やしにし、解釋を濫用して巧妙に人を陥れ、法（の不足）を埋め合わ

せた。……ひとびとは安心して暮らすことができずに騒ぎ亂れた。⁽⁴⁸⁾

とあり、ここまでに見てきたような状況が當時の政策責任者の立場から簡潔にまとめられているが、そこでもそれによって「百姓其の生に安んぜず、騒動す」という局面が現出していたことが伝えられているのである。

以上に元狩から元鼎年間にかけての時期の状況について検討を加えてきたが、ここで前後の時期をも含めてもう少し廣めに範圍をとって見てみると、そこでは「多事」そしてこの「騒動」の語が比較的多く用いられていることに注目される。

すなわち前者については、たとえば武帝初期の人材登用のあらましを述べた記事に、この時に周囲の異民族と戦い領域を広げてしばしば軍を發し、國內では制度を改めるなど「朝廷多事」であつたとあり、⁽⁴⁹⁾また元鼎二年から太初元（前一〇四）年の間のことと考えられる記事には「時に方に外は胡越を事とし、内には制度を興し、國家多事」（『漢書』卷六五東方朔傳）であつたという。さらに元鼎五（前一二二）年に丞相に就任した石慶の記事には「是の時、漢は方に南は兩越を誅し、東は朝鮮を撃ち、北は匈奴を逐い、西は大宛を伐ち、中國多事。天子は海内を巡狩し、上古の神祠を修め、封禪し、禮樂を興す」（『史記』卷一〇三萬石君列傳）とあり、太初二（前一〇三）年の例にも「時に朝廷多事」（『漢書』卷六六公孫賀傳）と見えている。なお、（當人や張湯の任官時期から）元朔二（前一二七）年から元狩三（前一二〇）年の間のことと思われるが、「少事」に努めた汲黯が匈奴との和親を主張している例なども、⁽⁵¹⁾逆の側面からこのことを示すものである。⁽⁵²⁾

つぎに「騒動」については、先に引いた張湯列傳の例のほかに、元狩二年の渾邪王來降（『史記』汲黯列傳）、あるいは太初三（前一〇二）年の大宛出兵（『史記』卷一二三大宛列傳）に際してそれぞれ「天下騒動」と見えている。なお、武帝即位以來の周邊への軍事行動による國內の疲弊を述べた中に「中外騒擾」（『史記』平準書）とある例もこれに含めることができるであろう。

もとよりこうした「多事」、「騒動」の語例はこの時期にのみ限定して見られるわけではない（とくに「騒動」⁽⁵³⁾）ものの、

以上のことから、元狩から元鼎の交およびその前後の時期は、對外戰爭の展開や國內の體制の變革などをうけ「多事」かつ「騷動」とされるような、基本的の一つの共通した時代状況のもとにあったのではないかと考えられるのである。そうであるならばまた、前節までに見てきた（元狩から元鼎年間にかけての）状況も、ある程度はその前後の時期にも敷衍して理解することができるであろう。

そしてこの「多事」、「騷動」の時期はまた「一統」の進展した時期でもあった。阿部幸信氏によれば、漢の「一統」の初見は元朔六年の詔に見られる「中國一統」の事例であるが、この段階ではそれを現實化するような體制の存在は認められず、いわば「イメージの先走り」にすぎなかった。しかし次第に現實の方がこのイメージに合うかたちで事態は進み、漢は天下の「一統」に向けて踏みだしてゆく。そして元封元年には「海内一統」の語例が見られるに至った、とされている⁽⁵⁴⁾。このような用例のあり方からは、この時期に「多事」、「騷動」という状況と「一統」への動きとが並行して展開していたことが確認されるのであり、それはまさに第一章で紹介したような、阿部氏の議論を裏附けるものでもあろう。

それでは以上に見てきたような状況からは、當時における統一國家體制形成のあり方について、どのようなことが具體的に知られるのであろうか。第一章でも紹介したように、杉村氏は中央集權化進展の「影」の部分として、吳楚七國の亂後に領域面での「天下統一」は達成されるものの、急激に膨れあがった領域を支配するためのシステムは未整備であったために（地方長吏の増加、中央官署における事務量の増加、王國財政の回收による經濟的な問題などといった）諸問題が発生したことを指摘しているが、さらに矢澤氏は北方の邊郡收納により、中央が匈奴防衛の負擔を自ら擔うことになったこと、あるいは濱川氏は中央集權體制の確立が黄河の治水、被災民の救済など深刻な課題を新たに漢朝政府に負わせるようになったことなどを論じているのであり、こうした統一の進展にともなう「負擔」や「課題」の出現は、杉村氏の言う中央集權化による「影」の部分の問題が、さらに廣い範圍に及ぶものであったことを示しているのではないかと思われる。この時期における統一國家體制の形成を地域間の關係として見るならば、それは西方の關中を基盤とする漢王朝が、東方諸地域を

取り込み、その内へと包攝してゆくものであったわけであるが、以上からすれば、そこにはこうした「負擔」や「課題」など東方諸地域の様々な問題をも「込み」で抱え込む、という側面も含まれていたのである。

これまで充分な統制の及ぶことのなかった東方の諸地域に對し漢王朝が影響力を強めて本格的に關與、介入してゆくことにより生じてきたこのような「負擔」や「課題」は、もとよりこれら「匈奴の防衛」や「黄河の治水」のみにとどまるものではなかったであろう。前節までに見てきた博士による郡國循行の事例においては、黄河による山東地域の水害となるで、様々な問題の存在が列擧されているのであるが、それは一面では以上のような事情のもと、漢王朝が（多分に東方諸地域のそれを含むであろう）領域全體の問題に對して本格的に向き合い、取り組まざるをえない状況になっていたことを示すものでもあったと考えられるのである。

そしておそらくはこうしたことも一因として、新たな領域支配のシステムが再編、整備されてゆく。この時期に財政・人事權など制度面での整備、一元化が進んだのは杉村氏をはじめとする諸家の指摘する通りであるが、先にも引いた東方朔傳に「内には制度を興し、國家多事」、嚴助傳に「内には制度を改め、朝廷多事」と見えるような記述は、このような新たな統一國家體制への再編、整備が、さらなる「多事」をもたらしていたことを示すものであろう。

このように、東方諸地域を本格的に取り込んでゆく中で、漢王朝は様々な問題を抱え込むこととなり、「多事」（「騷動」あるいは混亂）の狀況がもたらされたと考えられるのであるが、その一方で、こうした統一の進展自體が（對外戰爭による負擔や收奪の強化などとは別に）東方諸地域をはじめとする全領域に混亂をもたらしめるものでもあった。たとえば元狩年間後半から元鼎年間初年を中心に展開された鹽鐵專賣、算緡、告緡、均輸法などの新財政政策について、そこではおおむね中央官府とそれに直屬する官署とが直接の運営に當たっており、郡・國や縣などの地方行政機構は補完的役割をはたしていたにすぎなかったとされている。⁽⁵⁵⁾漢王朝による東方諸地域の取り込みは、このようにまずは中央が直接に手を突っ込む形で展開していったと思われるのであるが、こうした新しい枠組みの構築が決して整然と進んだわけではないことは、

(前述したように) これらの新財政政策が現地でトラブルや混乱を惹起しつつ展開していたことから明らかである。しかも中央の政策がようやく全領域規模で展開されるようになってくると、それが及ぼす影響も格段に大きくなってゆく。前節で見てきたような「官吏の無能・不正」が問題とされている状況とも相まって、東方諸地域への積極的な關與による混乱は、容易に増幅される状況にあったのである。貨幣政策の迷走による盜鑄の擴大・横行などの混乱は、まさにこうした「副作用」の最たるものであろう。これに對處すべく展開された酷吏たちの活動がさらなる混乱の廣がり、深刻化を招いたことは、これまた前述の通りである。さきの張湯傳の記事は、こうした一連の政策が「騷動」をもたらしたことを端的に示している。

以上に見てきたように、前漢武帝の元狩より元鼎年間にかけての時期は——その前後の時期も含めて——混乱の時代であったといえる。それは戦争や災害など様々な要因によるものであったが、そこには漢王朝が東方諸地域を本格的に取り込んでゆく中で、領域全體のさまざまな問題を抱え込み、向き合っていることによる混乱や、(こうした點への對應も含めた) 東方諸地域への積極的な關與が、枠組みが確立していきまに本格化、大規模化してゆくことによる混乱、といった要素も多分に含まれていたのである。このようにして、この時期には「多事」、「騷動」という状況と「一統」への動きとが並行して展開していたのであった。さらにつけ加えるならば、全領域を巻き込んで廣がったこうした混乱は、それ自體に地域間の融合を促進する面もあったのではないかと思われる。かくして「紛然たる混乱」の中、統一國家體制の形成が進んでゆく。ここで前章で取りあげた「國內の境界線」の問題について顧みるならば、そもそもそれは戰國以來の地域間の對立の構造を反映する存在であったわけであるが、以上のように領域の一體化、地域間の緊張・對立關係の相對化が進んでいったとするならば、この「境界線」のあり方にも影響が及ばなかったとは考えにくい。「徐偃矯制」事件をめぐるやり取りの中で、當時の一般的認識であったと思われる「使者は境界を出たならば、獨斷專行してもかまわない」という主張が、「徐偃は封域の中を巡ったにすぎず、『境界』を越えてなどいない」とする議論によって論破された背

景には、統一國家體制の形成（・確立）に關わる以上のような——すなわち露骨な「地域間支配」の構圖にかわつて、統一國家體制の枠組みがより實質的な重みを持つて展開しはじめることにより、この「國內の境界線」の重要性もしいに相對化への道をたどりだすという——狀況が存在していたのである。

終 章 ——「境界」を超えて

以上、本稿では武帝期における統一國家體制形成の具體的なあり方について検討を加えてきた。

まずは、支配領域の急激な膨張により生じた諸問題への對應の中で國制の再編が行われたとする杉村伸二氏の研究や、これまでいわれていたような統一の完成と内政の安定を承けて武帝期の外征が行われていたのではなく、對外危機を作り出すことによって國內の問題を解決しながら統一、「天下」の一體化が進んだとする阿部幸信氏の研究などを中心に、この問題に關わる近年の研究動向について確認した。その上で「徐偃矯制」事件の事例について取り上げ検討を加え、そこでの「國內の境界線」をめぐる議論からは、戰國時代の秦と東方諸國との關係を引き繼いで關中と東方地域とが對峙し、あるいは前者が後者を支配するような秦および漢初の統一支配のあり方がなお嚴然と存在していた一方で、こうした地域間の緊張關係や差異が相對化し、相互の一體化が進行してゆく動きも顯著になりつつあるような當時の狀況がうかがわれることを指摘した。さらにこの徐偃矯制事件の背景となる、元狩年間から元鼎年間にかけての時期の狀況について、博士の郡國循行の事例から検討を加え、當時漢王朝が直面していた國內の混亂した狀況について具體的に明らかにしたが、それに關聯してそこには、漢王朝が東方諸地域を本格的に取り込んでゆく中で、領域全體のさまざまな問題を抱え込み、向き合つてゆく、あるいは（こうした點への對應も含めた）東方諸地域への積極的な關與が、枠組みが確立していないままに本格化、大規模化してゆくような側面も見られたことを指摘し、こうした混亂の中から統一國家體制の形成が進んでい

たことを論じたのであった。

以上のような本稿での議論は、はじめにも述べたように、近年の諸研究の驥尾に附したものにすぎないが、武帝期における統一國家體制形成のあり方を具體的に明らかにするという本稿の目的は、いささかなりとも達せられたのではないかと思われる。ついでながらここで一言付け加えておくと、こうした武帝期の状況からするならば、(さらに先行する)秦の段階での統一がいかに早發的で未熟なものであり、それゆえに脆弱かつ短命なものにならざるをえなかったが、あらためて了解されるであろう。そこで最後にこれ以降の「國內の境界線」について、統一國家體制の展開とあわせて見てゆくことで、ここでのささやかな議論を締めくくるとしたい。

徐偃矯制事件から間もない元鼎三(前一二四)年、國內の關所のライン(の少なくとも武關以北について)は、これまでの渭水盆地東端から太行山脈と東方平野部との境へと大きく東に移動する。⁽⁵⁷⁾この「廣關」は「關中の擴大」という點で集權支配の強化・展開をあらわすものではあったが、一方で戰國以來の地域間の關係を背景とする境界線がこのような形で移動するということは、(その背景をも含めて)この「境界線」がすでに絶對的なものではなくなりつつあることのあらわれでもある。

そして「廣關」の翌元鼎四(前一二三)年からはさらに、皇帝である武帝自らがこの新たな境界線を越えて東方地域を巡る大規模な行幸が開始され、しかもそれは頻繁にくり返されることとなる。⁽⁵⁸⁾そもそも(博士の郡國循行をも含めて)使者の郡國への派遣は、元狩年間に始まった新たな政策であるとされているのであるが、さらにこのような大規模な行幸の展開は、漢王朝の東方諸地域への關與のさらなる積極化であるとともに、「境界」のハードルがさらに下がりつつあったことを示すものでもある。

ちなみに石岡氏によれば、使者の監察による不定期な地方監察は、組織的で恒常的な監察官である刺史に繼承されるといふ。⁽⁶⁰⁾また紙屋正和氏は、使者の派遣や皇帝自らによる巡幸を武帝期における郡・國、守・相に對する間接的規制の一つ

としているが、直接的規制としてより重要な意味をもつ上計・考課制度が前漢後半期に整備され展開してゆくとしている⁽⁶¹⁾。このように漢王朝による東方諸地域の取り込みは、より組織的な枠組みによって擔われてゆくことになるのであるが、こうした方向性をはらみつ、この段階ではまずは元封元（前一一〇）年の泰山封禪、太初元（前一一〇四）年の「改曆服色」など、統一國家體制形成の總仕上げが行われるのである。

前漢後期の統一國家體制においても、なお（かつての關中地域の中心である）「三輔」や（新舊の）「關中」は特殊な地位を占めており、また「國內の境界線」としての關所のラインも存続し、流民の發生などの非常時に際して一定の機能を果たし續けてはいるなど、相對化しつつもこうした「地域的層位性」は存続していたものの、一方では從來の「關中」と「東方」といった地域間對立の構圖は後景に退き、かわって「内郡」と「邊郡」という區別が重要視されるようになってくる⁽⁶²⁾。これに關して渡邊信一郎氏は、内郡の中心領域と邊郡の周邊領域とが、中央政府による財政的物流と軍役・徭役編成のもとに統合され、構造化されたことを論じており、統一國家體制が確立し領域の一體化の深化していることが具體的に知られる⁽⁶⁴⁾。こうした構造のもと、東方諸地域の物資や人力の流れがより關中に集中するようになることで、長安や關中の繁榮がもたらされた。しかしその一方で、領域の一體化の結果、「その重心（である長安）が西に偏って存在する」という狀況を出現させることとなり、負擔や勞力などの面からそれは次第に問題となっていたのではないかと思われる。元帝期の翼奉の洛陽遷都論⁽⁶⁶⁾や新代における洛陽遷都計劃など⁽⁶⁷⁾、この時期に洛陽への遷都が繰り返し議論されるようになる背景には、このような事情もあったのではなからうか。政權の中心そのものが「境界」を越えて移動するという議論からは、こうした「國內の境界線」、ひいては關中と東方地域との地域間の對立の構圖が、統一國家體制の枠組みの中でさらに薄れつつあることがうかがわれるのである⁽⁶⁸⁾。ちなみに翼奉の洛陽遷都論においては、「畿内を取り圍む」形で關所のラインが構想されており、さらに新代には首都圈を關所のラインが圍繞する「四關將軍」の體制が出現するなど⁽⁷⁰⁾、こうした點でも「國內の境界」——という表現ももはや適當であるかどうか——のあり方は變質をとげつつあった。

そして後漢時代に入ると、ついに洛陽遷都が現實のものとなる。そこでは洛陽盆地の周圍を「洛陽四（八）關」の關所のラインが圍繞していたが、その詳細については明らかではなく、「國內の境界線」としての存在感はあるが、それには及ぶべくもない。こうした中で、かつて徐偃が使者としての自らの行爲を正當化する論據として主張した「大夫疆を出づれば……」という「春秋の義」も、もはや國內の状況において持ち出されることはなくなり、その適用範圍は國外や邊境での事例に限られるようになってゆくのである。

註

- (1) 「關中」の語が指す範圍は渭水盆地一帯の地域を指す場合や、巴蜀や天水・安定郡などを含めたいわゆる「廣域關中」、「大關中」を示す場合など、廣狹多様であるが、本稿では主として「關所のラインの内側（西側）」、すなわち後者の意味で用いている。なお、秦の故地である前者は三輔制度の問題などと關わってくる。拙稿「漢代三輔制度の形成」（池田溫編『中國禮法と日本律令制』、東方書店、一九九二年）、「前漢『畿輔』制度の展開」（平成二・三年度科學研究費補助金、一般研究（B）研究成果報告書「出土文物による中國古代社會の地域的研究」（代表・牧野修二）、一九九二年）など参照。
- (2) 前注（1）掲の拙稿ならびに「秦邦——雲夢睡虎地秦簡より見た「統一前夜」——」（『論集・中國古代の文字と文化』、汲古書院、一九九九年）ほか。
- (3) 藤田勝久「張家山漢簡『秩律』と漢王朝の領域」（『愛媛大學法文學部論集』人文學科編第二八號、二〇一〇年）參照。
- (4) 連雲港市博物館・東海縣博物館・中國社會科學院簡帛研究中心・中國文物研究所編『尹灣漢墓簡牘』（中華書局、一九九七年、北京）參照。
- (5) 杉村伸二「景帝中五年王國改革と國制再編」（『古代文化』第五六卷第一〇號、二〇〇四年）參照。
- (6) 富田健之「前漢武帝期の側近政治と『公卿』」（『新渕大學教育人間科學部紀要』第八卷第一號、二〇〇五年）では、杉村説をうけて國家運営の面から國家機構改革について論じている。
- (7) 阿部幸信「對匈奴關係からみた漢朝支配體制の推移と確立」（『歷史學研究』第八〇七號、二〇〇五年）、「武帝期・前漢末における國家秩序の再編と對匈奴關係」（『早期中國史研究』（臺灣）第一卷、二〇〇九年）など參照。
- (8) 阿部幸信「前漢時代における内外觀の變遷——印制の視點から——」（『中國史學』第十八卷、二〇〇八年）參照。

照。

- (9) 目黒杏子「前漢武帝の封禪——政治的意義と儀禮の考察——」(『東洋史研究』第六九卷第四號、二〇一一年)、同「前漢武帝の巡幸——祭祀と皇帝權力の視點から——」(『史林』九四卷四號、二〇一一年)。なお、封禪儀禮における「天下統合の象徴」としては、「江淮の茅」や「五色の土」などの要素も見えてはいる。同「封禪儀禮の創出」(『古代文化』第六三卷第四號、二〇一二年) 参照。
- なお、楊華「秦漢帝國的神權統一——出土簡帛與《封禪書》・《郊祀志》的對比考察」(『歷史研究』二〇一一年第五期)でも、秦始皇帝や漢武帝の封禪や巡遊の目的は東方神祇の「認同」を得て、全國神權の統一を實現することであつたとする。

- (10) 矢澤忠之「漢初における北方郡國の再編」(『東洋學報』第九二卷第一號、二〇一〇年) 参照。

- (11) 武帝初年の東甌救援や閩越攻撃などの對外的な軍事行動は國內の反對を押し切つて強行されるが、『史記』卷一一四東越列傳に「至建元三年、閩越發兵圍東甌……乃遣莊助以節發兵會稽……遂發兵浮海救東甌。……至建元六年、閩越擊南越……上遣大行王恢出豫章、大農韓安國出會稽」と見えるように、それを可能にした一つの要因として、吳楚七國の亂後に中央に回收された會稽郡が出兵の際の足がかりとなりえたことが大きかつたのではないかと思われる。

- (12) 濱川榮「中國古代の社會と黃河」(早稻田大學出版部、二〇〇九年) 参照。

- (13) 濱川(佐藤)榮「瓠子の『河決』と武帝の抑商」(『早稻田大學學院文學研究科紀要別冊』(哲學・史學編)二一集、一九九五年。のち前注(12)掲著書、第三部第二章に所收) 参照。

- (14) これと同様な記事が荀悅『漢紀』卷十三孝武皇帝紀元鼎元年條にも見えるが、字句には若干の異同もある。

- (15) 原文は「元鼎中、博士徐偃使行風俗。偃矯制、使膠東・魯國鼓鑄鹽鐵。還、奏事、徙爲太常丞。御史大夫張湯劾偃矯制大害、法至死。偃以爲春秋之義、大夫出疆、有可以安社稷、存萬民、顓之可也。湯以致其法、不能諡其義。」

- (16) 御史大夫張湯は元鼎二年十一月(當時は十月歲首)に自殺しており、また前注(14)に記したように、荀悅『漢紀』ではこの事件を元鼎元年條に載せている。

- (17) 原文は「有詔下軍問狀、軍詰偃曰、古者諸侯國異俗分、百里不通、時有聘會之事、安危之勢、呼吸成變、故有不受辭造命顓己之宜。今天下爲一、萬里同風、故春秋、王者無外。偃巡封域之中、稱以出疆何也。且鹽鐵、郡有餘臧、正二國廢、國家不足以爲利害、而以安社稷存萬民爲辭、何也。」

- (18) 「春秋公羊傳」隱公元年の「奔則曷爲不言奔。王者無外、言奔則有外之辭也」

- (19) これらについては、拙稿「漢代の鐵專賣と鐵器生産——「徐偃矯制」事件より見た——」(『東方學』第七八輯、一九八九年) 参照。

- (20) 原文は「偃窮詘、服罪當死。軍奏、偃矯制顓行、非奉使

體、請下御史徵假卹罪。奏可。上善其詰、有詔示御史大夫。」

- (21) 『漢書』終軍傳の「初、軍從濟南當詣博士、步入關、關吏予軍繻。軍問『以此何爲』吏曰『爲復傳、還當以合符。』」軍曰『大丈夫西游、終不復傳還。』棄繻而去。軍爲謁者、使行郡國、建節東出關、關吏識之、曰『此使者乃前棄繻生也。』」

- (22) 函谷關の例については、前注(1) 掲、拙稿「前漢『畿輔』制度の展開」参照。

- (23) 紙屋正和「前漢時代の關と馬弩關」(『福岡大學人文論叢』第一〇卷第二號、一九七八年) 参照。

- (24) 前注(22) 掲拙稿のほかに、「關中・三輔・關西——關所と秦漢統一國家——」(『海南史學』第三五號、一九九七年、前注(2) 掲拙稿、「秦邦——雲夢睡虎地秦簡より見た『統一前夜』——」、「新朝の統一支配——主として軍事的側面から——」(『人文科學研究』(高知大學人文學部人間文化學科) 第十六號、二〇一〇年) など参照。

- (25) 「其令扞(扞)關・鄆關・武關・函谷・臨晉關、及諸其塞之河津、禁毋出黃金。」(第四九二簡)

- (26) 王子今「秦漢區域地理學的の「大關中」概念」(『秦漢史論叢』第九輯、三秦出版社、二〇〇四年、西安) 参照。

- (27) 楊建「西漢初期津關制度研究」附「津關令」簡釋」(上海古籍出版社、二〇一〇年、上海) など参照。

- (28) 『史記』卷二八封禪書では、徐偃矯制事件から數年後の元鼎四年のこととして、濟北王による泰山およびその周邊

の邑の獻上、および常山王家の徙封に伴う常山の直轄郡化により「五岳皆在天子之郡」となったことを述べている。

- (29) 前注(8) 掲、阿部氏論文では、元狩二年の印制改革によつて諸侯王國の領域が「内」に取り込まれる、とする。

- (30) 關所のラインも含めた領域内のこうした區分の歴史的背景や展開については、前注(24) 掲、拙稿「秦邦——雲夢睡虎地秦簡より見た『統一前夜』——」参照。なお、ここではふれなかったが、「關中」の中ではさらに秦の故地である渭水盆地一帯の「狹義の」關中」とその他の地域、という區分も存していた。

- (31) 山田勝芳「漢代財政制度に關する一考察」(『北海道教育大學紀要』第一部B、社會科學編第二三卷第一號、一九七二年) では、ここから當時、中央が財政的にも王國を強く規制しつつあったことを指摘する。また前注(19) 掲、拙稿では、終軍傳での記事中に「二國」とあるべき膠東・魯國のことを「二郡」としている事例や、趙國でのトラブルの事例などから、專賣制において王國は郡と同様に扱われていたとしている。

- (32) なお徐偃の「專斷」にしても、終軍傳の「偃已前三奏、無詔、不惟所爲不許、而直矯作威福」という記事からすれば、それに先だつて朝廷に再三上奏した上でのことであつた。

- (33) 葛志毅「漢代的博士奉使制度」(『歷史教學』一九九六年第十期) 参照。

- (34) 石岡浩「前漢代の博士の郡國循行——地方監察におけ

る博士と刺史の役割——」（『早稻田大學大學院文學研究科紀要』第四二輯第四分冊、一九九七年）参照。

- (35) なお、博士の郡國循行に先だち、元狩元年には立太子に際して「遣謁者巡行天下、存問致賜」（『漢書』武帝紀同年丁卯詔）という例が見えている。

- (36) 原文は「日者有司以幣輕多姦、農傷而末眾、又禁兼并之塗、故改幣以約之。稽諸往古、制宜於今。廢期有月、而山澤之民未諭。夫仁行而從善、義立則俗易、意奉憲者所以導之未明與。將百姓所安殊路、而擣度吏因乘勢以侵蒸庶邪。何紛然其擾也。今遣博士大等六人分循行天下、存問鰥寡廢疾、無以自振業者貸與之。諭三老孝弟以爲民師、舉獨行之君子、徵詣行在所。朕嘉賢者、樂知其人。廣宣厥道、士有特招、使者之任也。詳問隱處亡位、及冤失職、姦猾爲害、野荒治苛者、舉奏。郡國有所以爲便者、上丞相・御史以聞。」なお、『漢紀』卷十三孝武皇帝紀元狩六年條には、これについて「詔遣博士六人分巡天下、存孤寡、恤廢病、賑窮乏、勸孝悌、舉獨行之君子」とある。

- (37) 當時における貨幣や貨幣政策をめぐるのは、佐原康夫『漢代貨幣史再考』（松丸道雄ほか編『殷周秦漢時代史の諸問題』、汲古書院、二〇〇一年。後、『漢代都市機構の研究』、汲古書院、二〇〇二年、に所収）参照。

- (38) 原文は「自造白金五銖錢後五歲、赦吏民之坐盜鑄金錢死者數十萬人。其不發覺相殺者、不可勝計。赦自出者百餘萬人。然不能半自出、天下大抵無慮皆鑄金錢矣。犯者眾、吏不能盡誅取、於是遣博士褚大、徐偃等分曹循行郡國、舉兼

并之徒・守相爲（吏）〔利〕者。而御史大夫張湯方隆費用事、減宣・杜周等爲中丞、義縱・尹齊・王溫舒等用慘急刻深爲九卿、而直指夏蘭之屬始出矣。」なお本條の讀解に当たっては加藤繁譯注『史記平準書・漢書食貨志』（岩波文庫、一九四二年）を参照した。

- (39) 原文は「武帝元狩六年冬、亡冰。先是、比年遣大將軍衛青・霍去病攻祁連、絕大幕、窮追單于、斬首十餘萬級、還大行慶賞。乃閔海內勤勞、是歲遣博士褚大等六人持節巡行天下、存賜鰥寡、假與乏困、舉遣逸獨行君子詣行在所。郡國有以爲便宜者、上丞相、御史以聞。天下咸喜。」

- (40) 原文は「博士褚泰・徐偃等、承明詔、建節馳傳、巡省郡國、舉孝廉、勸元元、而流俗不改。」

- (41) 原文は「仁不異遠、義不辭難。今京師雖未爲豐年、山林池澤之饒與民共之。今水潦移於江南、迫隆冬至、朕懼其飢寒不活。江南之地、火耕水耨、方下巴・蜀之粟致之江陵、遣博士中等分循行、諭告所抵、無令重困。吏民有振救飢民免其厄者、具舉以聞。」なお、『漢紀』卷十三孝武皇帝紀元鼎二年條にも節錄した記事が見られる。

- (42) 濱川榮『瓠子の『河決』——前漢・武帝期の黄河の決壊——』（『史滴』一四號、一九九三年。のち前注（12）掲著書、『中國古代の社會と黄河』、第三部第一章所収）参照。

- (43) 前注（38）掲、加藤繁譯注『史記平準書・漢書食貨志』参照。

- (44) 原文は「是時山東被河菑、及歲不登數年、人或相食、方

一二千里。天子憐之、詔曰「江南火耕水耨、令飢民得流就食江淮間、欲留、留處。」遣使冠蓋相屬於道、護之、下巴蜀粟以振之。」

- (45) 『史記』平準書や『漢書』武帝紀では、元狩三年の山東の水災に際して、使者を派遣して救済などに當たらせている例も見られる。

- (46) 『史記』平準書に均輸法施行の直前の状況として「諸官各自市、相與爭、物故騰躍、而天下賦輸或不償其餽費」とある。

- (47) 『史記』卷一二二酷吏・張湯列傳に「趙國以冶鑄爲業、王數訟鐵官事、湯常排趙王」とある。

- (48) 原文は「會渾邪等降、漢大興兵伐匈奴、山東水旱、貧民流徙、皆仰給縣官、縣官空虛。於是丞上指、請造白金及五銖錢、籠天下鹽鐵、排富商大賈、出告繒令、鉏豪彊并兼之家、舞文巧詆以輔法……百姓不安其生。騷動。」

- (49) 『漢書』卷六四上嚴助傳に「是時征伐四夷、開置邊郡、軍旅數發、內改制度、朝廷多事、婁舉賢良文學之士。」とある。

- (50) 拙稿「東方朔の『除目』——漢代官制史研究の一資料として——」〔『海南史學』第四三號、二〇〇五年 参照。〕

- (51) 『史記』卷一二〇汲黯列傳に「是時、漢方征匈奴、招懷四夷。黯務少事、乘上閑、常言與胡和親、無起兵。上方向儒術、尊公孫弘。及事益多、吏民巧弄。」とある。

- (52) 富田健之「尙書體制形成前史——前漢前半期の皇帝支配をめぐって——」〔『日本秦漢史學會會報』第四號、二

〇〇三年）では、武帝期における官僚機構の機能強化の前提として、當時における「朝廷多事」「中國多事」「國家多事」という状況に言及している。

- (53) たとえば『漢書』における「騷動」の語例は時期別に、秦末二、楚漢一、景帝期一、武帝期三、元帝期二、平帝期一、新代六例、である。

- (54) 「漢初『郡國制』再考」〔『日本秦漢史學會會報』第九號、二〇〇八年、および前注(7)掲、「武帝期・前漢末における國家秩序の再編と對匈奴關係」参照。〕

- (55) 紙屋正和「武帝の財政增收政策と郡・國・縣」〔『東洋史研究』第四八卷第二號、一九八九年。のち同氏「漢時代における郡縣制の展開」、朋友書店、二〇〇九年、の第二編第五章に所収〕参照。

- (56) 秦の統一支配のこうした側面については、たとえば拙稿「秦代國家の統一支配——主として軍事的側面から——」〔平成五年度科學研究費補助金、一般研究(B)「研究成果報告書『史記』『漢書』の再検討と古代社會の地域的研究』(代表…開瀬收芳)、一九九四年」など参照。〕

- (57) この關所のラインの移動(廣關)については、前注(1)掲、拙稿「前漢『畿輔』制度の展開」参照。

- (58) 拙稿「前漢武帝期の行幸——その基礎的考察——」〔『日本秦漢史學會會報』第五號、二〇〇四年 参照。〕

- (59) 前注(34)掲、石岡氏論文ならびに前注(35)参照。

- (60) 前注(34)掲、石岡氏論文参照。

- (61) 紙屋正和「前漢後半期における郡・國への規制の強化」

- 〔古代文化〕第四二卷第七號、一九九〇年。のち前注
- (55) 掲、同氏著書、第三編第六章に所收 参照。
- (62) 前注(1) 掲、拙稿「前漢『畿輔』制度の展開」参照。
- (63) 飯田祥子「前漢後半期における郡縣民支配の變化——内郡・邊郡の分化から——」〔東洋學報〕第八六卷第三號、二〇〇四年 参照。
- (64) 渡邊信一郎「中國古代の財政と國家」〔汲古書院、二〇一〇年〕第五章、漢代の財政と帝國編成、参照。
- (65) たとえば東方地域から關中(・北邊)への年間漕運量は、漢初の數十萬石から武帝期の六百萬石、宣帝期の四百萬石に大きく増加している。藤田勝久「前漢時代の漕運機構」〔史學雜誌〕第九二編第十二號、一九八三年。のち同氏「中國古代國家と郡縣社會」、汲古書院、二〇〇五年、の第三編第三章に所收 参照。
- (66) 拙稿「中國『畿内制度』の形成に關する一考察」〔西嶋定生博士追悼論文集・東アジア史の展開と日本〕、山川出版社、二〇〇〇年 参照。
- (67) 『漢書』卷九九王莽傳中、始建國五年二月條および天鳳元年正月條。
- (68) 先にも述べたように、これ以降もこうした地域間の關係が地を拂つて消えてしまったわけではなく、統一國家體制の枠内で相對化したかたちで新たな展開を見せることになる。前注(1) 掲、拙稿「前漢『畿輔』制度の展開」、同「後漢時代の行幸」〔人文科學研究〕〔高知大學人文學部人間文化學科〕第七號、二〇〇〇年 など参照。
- (69) 前注(66) 掲、拙稿参照。
- (70) そこでは從來の關所のラインも存續し、反亂軍に對する防衛ラインとして機能していたが、一方では意外な「脆さ」も露呈している。前注(24) 掲、拙稿「新朝の統一支配——主として軍事的側面から——」参照。
- (71) 鹽澤裕仁「洛陽八關とその内包空間——漢魏洛陽盆地の空間的理解に觸れて——」〔法政考古學〕第三十集、二〇〇三年。のち同氏『千年帝都洛陽その遺跡と人文・自然環境』、雄山閣、二〇一〇年、に所收) は、「總合環境研究」の立場から洛陽八關とそれが取り巻く都市空間について論じている。
- (72) たとえば『漢書』卷七九馮奉世傳では、西域の莎車に對する軍事行動について、また『後漢書』傳三一宋均傳では武陵蠻の反亂に際しての紹降、鎮撫工作について、この論理が持ち出されていることが知られる。

THE BORDER THE ENVOY CROSSED : A PAGE FROM THE HISTORY OF THE FORMATION OF THE QIN-HAN UNIFIED STATE

OHKUSHI Atsuhiko

In this paper the author attempts to examine the concrete process of the formation of the unified state during the reign of Emperor Wu on the basis of recent study trends.

First, he analyzes the controversy over one of the “principles of the *Spring and Autumn Annals*” that “an envoy can act according to his own judgment after he has crossed the border,” which is seen in the biography of Zhong Jun in part 2 of volume 64 of the *Hanshu*, taking it as a clue in the examination of the nature of “internal borders,” at that time. As a result of this examination, one sees that the unified rule of the Qin and early Former Han era firmly survived in that the conflict between Guanzhong and the eastern areas succeeded the relation between the Qin state and the eastern states in the Warring States period and the former ruled the latter, but on the other hand, such regional strains and difference became relativized and a state of mutual unification also clearly progressed. Secondly, the author examines the cases of inspection of commanderies and kingdoms by academicians from the Yuanshou to the Yuanding era (during the 110's BCE), which lay behind the controversy, and concretely clarifies the confused state that confronted the Han dynasty at that time. Furthermore, one can thereby learn concrete aspects of the formation of the unified state that resulted from the unification process that had advanced in this state of confusion, which was due to various problems of the entire region that were created when the Han dynasty, whose original power base had been the Guanzhong area, faced the process of the regular incorporation of the eastern regions, or may have been due to the regularization and increasing scale of aggressive intervention in the eastern regions (included in the responses to these problems) before a framework to deal with the problems could be established.

In the historical situation of this period, the structure of conflict between regions gradually became relativized and the unified state was established.